はじめに

ア イゼンハワー政権 のIRBM沖縄配備構想と日米関係、

九五六一一九五九年

九五六年から五九年にかけてアイゼンハワー政 権 ほ

sile° 先を求めた。五九年十月までにIRBM配備の全容は、 イ 開発中のIRBM (ジュピター二中隊)、トルコ(ジュピター一中隊) ギ リス(ソー四中隊 中距離弾道核ミサイル)ソーとジュピターの配備 計七中隊一〇五基、と決まる。 (Intermediate Range Ballistic Mis-[一中隊は十五基])、イタリア の 三

> 備されるIRBM やアラスカに配備されるIRBMには、 必要なく配備が可能だっ ではカバーできないソ連東部地 たはずで ある。 ∄ ì D ッ また沖縄 域 パに配 や中

ゟ

Ш

田

康

博

国を攻撃目標に収めることができる、という軍事的

利点

Þ

ァ

T O 薦している。にもかかわらず、アラスカはさておき、(2) て「イギリス四、 統合参謀本部は、 ラスカがしばしばあがっていた。 ø あった。 地域(交渉がうまくいけば)一」と、 実際IRBM IRBMを配備する場所と中隊数とし トルコー、沖縄一、アラスカー、NA の配備先候補として、沖縄 例えば、五八年十月に 国防長官に

交交渉に労力を費やした。 た沖縄への配備、 Mの配備をめぐって、アイゼンハワー たアラスカへの配備であれば、 あるいは五九年にアメリ 当時アメリカ の施 そのような カ四十九番 政権下に 政権は外 あ あっ 米間 縄にIRBM ので沖縄 たのだろうか。 へのIRBM配備について、 が 配

備

され

なかっ

たのはなぜだろうか。

В

沖 推

それともそれは、

実施されるには

何らかの交渉

目

1の州となっ

カ国に、

I R B

まっ

と説明する。

縺

へのIRBM

配備が現実味の乏し

いっ 2

計画

にとど

Ţ

١

ル

本

稿 た 沖

は

(-) I

Ŕ

В

M

配

備

計

画

の

縮小、

(I) N A T O

同

盟

15

あ

決定上層部で真剣に考慮されたことは

な の

か 配

たし

と述べ

係強化だっ

たので、

N A T O

地

域以外

備

先が

政策

関

ŀ の

> = は 開

В

M

2 の

I

まっ アラ 発から撤去までを明らかにしたフィ たも I た の ケ 多く R ル と説明した。他方、一次(3) Ź В . の M ற் σ, カ 問 7 調 題 配備の主たる目的 7 達計 沖縄、 _ K ク後のNATO同盟 外部 段階 つい ス 画 ١ の脅 ては、 に グ による IRB 計 か アムなどが 威 か 一次資料に基づきⅠ 二つの説明 [にとどまっ わる要因」 技術 「不必要か が スエ 水 M 国とア 配備先候補とし が準、 開発 ズ ij が、 た が 戦 ・メリ あ \exists っ ゎ のだろう 争と 非経 実際 古典的 プ ス , カとの ŀ スプ Ř B 済 に配 ナ まず、 時 的 な研 ッ て ゕ 1 間 シ M 備 間 ぁ

ど遠

低

の

画

R 権 IJ 約 縄 て極 В の ス の ク 現実主義 改定交涉 の I M が大きい、 め が 一て徴 配備され R В .や広 妼 M という要因をさらに がな問 配 なか とおそらく判断したアイ ζ 備 は日 題 が、 でで っ たの 当 米の安全保障関 あることを前提 時進められてい か を説明することである。 加え 係全般に与える なぜ セ た日 ン たとき、 冲 米安保条 ワ 1 縄 ic I 沖 政

究

マ

R B M 配 備 の 推 准

一九五

八

年

应

月

ŧ

7

とし

が決

な が

بح っ ĺŧ ィ

防次官補 グ空軍 これらの 国防長官から国 に記した空軍長官から国防長官 R B M 沖 る ٦ Ŕ ഗ 縺 参 戦 配備先を構想し В 台湾、 は 略 国 に I 謀長 M の配備 五月 日標 0) び空軍 開発段階 韓国]務長官 R B M ン の 先候補 ス 多くをカ 長官 ŀ 最 て を置くことで、 がは、 ル フ か の ٦, 3 覚書 提出 た。 も望 IJ 軍 バ イ ピ 部 1 ギリス、 ル ヾ 0 U 五六年三 は できる。」 草 ウ た覚書 の覚書 そして日 稿 い エ 軍 ソ連とその 事 が ኑ" の草稿、 月 添付され には、 的 i ま イ 15 観 ッ ・ギリ たグ 本 ŀ 点 M で 次 ワ ŋ 同 あ ていた。 1 お の É よう 配 盟 1 ょ \tilde{v} 日 Ŕ 国 国

先としてあげ、

ほ

か

に十一 を

の国を

「おそらく望

まし

本

フ

ラ

ま

R

В

の

与えると、

同政権

は十二月半ばに開

かれ

たNATO首脳

ル

ことを、この方針は意味して

地 としてあげた。

隊

(86)

関係 まず、 工 7 N A T 安全保障関係を強化するために、 衛星スプ イ Ř B ゼ の 五六年十月に起こっ Ō ン M 修復をは 諸国 五七年には、 四 ワ 中隊の配備 1 に I R B M トニク打ち上げが かる手段の一つとしてイギリスへのソー は提案した。 Ν を、 A T O の 五七年三月の米英首脳会談で たスエズ戦争で悪化した米英 配備を進 その後十月の 洒 同盟国とアメ 厠 ァ 1 諸国に大きな衝撃を めていく方針をとる。 ゼ ン ハ ソ連による人 'n ワ ı カ う の 政 権 間 は の

を承認する。 (8) をした? 三月に が 会談でI 決 五八年十二月から六〇年初めまでに実戦化する計画 四 まってい 中隊、 は 同 Ŕ B 四 中 時 に同 ジュピ たが、 隊を「初期実戦能力」として配備すること M の配備をNATO全体へと拡大する提案 西政権は、 ター + 月末にマ 四 中隊、 I R B M 計一二〇基 ッ ケル 計 画 ㅁ の拡大もはかる。 イ国 の I R |防長官は、 В M

た。 ただしIRBM なぜなら、 玉 防 総 省 は ク 八 3 中隊の配備計 オ 1 Ì 口 ル ッ ズ パ 国 に配 |防長官代理が 画 |備さ は 'n 暫定 る I 指 的 Ř 摘し なも В たよ M のだ 中

承認

を与えた。

これは、

空軍

が

+

六中隊の配

備

を要求

かは、 からだった。イギリ される問題だった。 てられた。 ととした。フランス、 ATOの枠組みの中でIRB 年二月二十二日)、それ以外の国にどれだけ配備 ることはすでに決まっていたが ッド欧州連合軍最高司令官 の数がどれだけになるの 7 RBM受け入れの意思を示した国との間で、 ギリシャと交渉していく方針が、 NATO同盟諸国のIRBM受け入れ意思に左右 軍事的な考慮よりも政治的な配慮が優先した ス アイゼンハワ が イタリアとまず交渉し、 四 中隊 かまったくわか (SACEUR) を通じてN M配備の交渉をしてい (合意の正 の ソト ー政権はさしあたり、 の 五八年 配備を受け入れ 式調 2 て .ノ ĔŢĬ その後 初 けるの 顗 な は 、 く こ に立 Ŧi. ス ŋ

I

L 隊に増やす一方、 二中隊を配備することに決まる。 全保障会議でアイゼ 初期実戦化」するI 四月には、 ソ Ì 0) 配備を九中隊とする、 I R B M .ジ ュ Ř ンハワー Ľ° 配備計画がさらに拡大され、 B ター M の を四中隊 は、 数 という国 を 四月二十 六一年 から三中 中 防 隊 は 総 四 じめまでに から十二中 日 省 隊に削 0 の 国 提 家安 案 减

R の産物だった。 ていたことと、 В こうしてアイゼンハワ M の配備を進めていく用意を整えたのだっ すでに決まっていた八中隊との間 ー政権は、 N A T O)同盟国 た の妥協

Ι

NATO地域以外へのIRBM 配 備 の

かは、

定かでない。

域へ ねら 配備の可能性も存在した。 のような配備 よび予算局 ス アメリ の I 年三月の国家安全保障会議で、 の I 他方で、 'n Ŕ の配備には適用されることとなった。 場合を除いて、 Ŕ B B M たが、 カとの M の中ソ周辺地域への配備問題が 沖縄を含むNATO同盟国以外へのIRBM は合同で、「NATO地域外の中ソ周辺地域 それとは異なっ 間 の決定は全体的な利点と欠点に照らして、 の配備がもつ意味は極めて重要なので、 の二国 NATOの枠組の中での交渉にゆだ |間の取り決めで進められたイギリ NATO同盟国 た手続きが、 国防動員局、 議論され 非NATO地 への配備は、 財務省お た五 そ

> を受け入れる国に対して与える影響を念頭に置いてい ちにそれを承認する。このとき大統領が、(3) 定は単なる軍事的な決定にとどまらない」と述べ、 両国に対してもつ意味なのか、 もつと考えていたのか、 ATO地域以外への配備 つまり、 が誰にとってどのような意味を それともI そのような Ř I B M R B 配備が中 M の配 ただ の N た 備 ソ

れる」と明記したからである。(4) IRBMを配備するかどうかは、 全保障基本政策」が、「NATO地域以外の中 承認を受けた五月五日付のNSC五八一〇/一「国家安 するのは大統領であることが、 五月には、 NATO地域以外へのIRBM配備を決定 明確にされた。 大統領によって決定さ 大統領 ソ周辺に

盟国 た。 あげていく公式の手続きが必要となるため、 全保障会議での検討をへて大統領が決定する事項とな 開か こうして非NATO地域へのIRBM そのような手続きは、 の配備と比べて、 制約するはたらきをもつも 非NATO地域へのI 問題を大統領のレ のといえた。 配備 N べ は Ŕ B A ルにまで 玉 〇 同 M 家安 の

る」ことを提案した。アイゼンハワーは「そのような決 国家安全保障会議の手続きをへて決められるべきであ

配

12

Ξ 「核部隊」・誘導ミサイ ル 報道に揺 れる

本へ

に

日本

九五七年

ここで、 日 本に目を転じてみたい。 さかの ぼっ て五七

使館 野党は首相代理または首相に就任したばかりの岸信介に 政府の核兵器に対する態度を野党が攻撃する機会を与え、 のではない 年初めに日本では、 するよう迫った。 日 制約を加えようと試みることになる。 本や沖縄への核兵器の「持ち込み」を拒否すると明言 から国務省に伝えられ、 かという報道が相次いだ。 こうした日本国内の動向 アメリカが日本を核兵器基地にする 同省が日本での軍部 そのような報道は、 は 在日米大 iの行動

総

「核部隊」 道をきっかけにして野党は、 という態度を公にした。二月八日に岸は、 7 による核兵器の持ち込みについて国会で問いつめた。 臨時代理となった(一月三十一 × に対し岸は、 五. 'n 七年一月十七日UP通信は、 カ が持ちかけてきた場合には持ち込みを拒否する、 の派遣を検討している、 日本と沖縄 への核兵器持ち込みの協議 病で倒れた石橋湛山 旦 アメリカが日本 と報道した。 岸外相 「核兵器の日 ァ この報 首相 メリ -へ の ح を カ の

> の岸の答弁を国務省へ報告している。(ほ) する」と岸は国会で答弁した。 本国民の意思として、 縄に持ち込む件について協議を持ちかけてきたら、 う」と述べた。 ついて協議しても の持ち込みはあってはならず」、 その数日後にも、 「その日本への駐留は認めな 沖縄の場合についてもそれに反対 在日米大使館は、 アメリカが核戦力を沖 アメリカと核部 これら ・だろ Ħ 隊

送っ(6 た。 が、 で事前 省と国防総省 するというような 員のホー 省が誘導ミサイルの日本への供与を発表したという報 ついてのわれわれの予想が考慮に入れられるよう、 「核部隊」報道後の騒ぎが収まらないうちに、 大きな反響を日本で招いた。 に協議されることを、 シー の間 は国務長官宛電報で、 「計画はすべて、 および大使館と極東軍司令部との間 大使館は希望する」と書き 二月八日在日米大使館 日本国· 誘導 ミサイル 内での反応 を提供 玉 国務 防 道

とって好ましくない影響を日米関係に与えた、 指摘した。二月九日付同じく れたその後の日本にお また在日米大使館は、 いける事 これら一連の報道とそれに触発 ホ 態 1 シ の 展開 ļ から国務長官宛電 が 7 と本省に X ij カに

ප්

度を硬 は 対して今提起することは時 ちとの 関連した問題 日 と強い 本政 日 間 化させることになる 本 府 不定的 に可能とするのを遅らせている」と。 の 核兵器 心につい 態 な態度を政府にとらせ、 度 で硬化させ、 配 て真に有益な対話を日本の 備 や持ち込みの問題を日本政 のでアメリ |期尚早であり、 そうでない場合よりもず カ ic これらの とって好 日本政府 指導者た 問 府 題や ま

> た で事 の間

レ

報

は

のように分析する。

「機が熟さないままに、

(偶

1

せ

よ意

図

的

15

せよ)

[核兵器配備

ġ

問

ル シ

う付けることによってわれわれは、

彼ら いや戦争

[日本国

闰 題

٤ を

沖縄 の)長期 ない、 こ の の 的 ような日本 な利 核戦力配 と国務省に警告したのだった。 益 一を損 備 国 なうことを懸念し、 の 内 問題が日米関係に の 動きを受けて国 軍 おけるア 務 部 省 は の 日 同大使館 ゚メリ 本 日(で 本 の態 の カ Þ に

これ

する試みでもあっ

た

ところで、

二月二十五日に

正式に首相とな

0

が

務省が 核兵器 に関して企画さ のだ スに直接影響を与えたことをここに は 前 ンに提案する。 か た。 た。 187 はまた、 軍 および に協議され の B 一部に 問 の 題 二月 B 同大使 在 が 種 本 れる 日 Ŕ 八 の制 خې るよう提案します」と国防 米大使館 つ H 、沖縄に 館 い 極度の微妙さを考慮 付電報に すなわちダレ 約を課り ふ から国務省に送ら なる発表も、 おけ と東京 し自らの発言権 あ る軍 2 の た提言をその ス 事 極 は、 問題 みることができる。 東軍 国務省と国防 ñ して、 日 に 剖 た警告 0 を増そうと 長官に伝え 令 本 部 この まま K との お 総省 問 け 玉 ダ 間 題 る 1

でし、 土とア 使館 めたの 態度をその後微妙に変化させたことが、 するつもりはない、 × 本と沖縄への核兵器の持ち込みは受け入れ ŋ から国 沖 だっ カ × 縄 'n が か 一務省 カ 権 た。 ら核兵器を撤収 の 利 例 施 への報告か えば、 政権下に 利 益 と述べたことが、 をも + らうか あ す 0 る沖 月の 日 るよう 本 縄 が 国 の える。 との差を強 会で岸 外 7 i 同 X やは 大使館 あ ij 岸 が る 力 り在 ない は 地 対 調 冲 域 か 日米大 ځ 日 しはじ 本本 て な 縄

は

撃

たらし

たより重

大な結果は、

核部

隊

の

H

本

Ø

7

と日

の核部 ゥ 行動

隊配

備 国

が

近

とい

う「報道に基づく

、野党の

政

府

攻

1

ソ

「防長官に宛てて次のように

書

い

B

能に制 ル

約

を課そうと試みる。

二月二十三日

にダ た。

レ

ス 本

は

В

の 留

内

閣 つい \$

が

決定したことでした。」そしてダレ

ス

は

朩

1 本 駐

求

E が

て同

意を求められても同意は与えな

ある。 В 務省 は黙認 容認す えると、 M |内政治上困難だっ X ij K あ に報告されている。 だが、 ĩ る可 る カ 沖縄 の かできない現実を、 施 能 は 別 性 野党や国民の核持ち込みに対 政下に への核兵器配備を日 が の種類の核兵器 あることを暗に示唆し ただろう。 あ b この岸の発言は、 沖 岸 縄 が の で 配備 本 自ら語ってい の 米軍 -政府が黙認するのは を ற て 沖縄 岸 する反発を考 動 いっ 向 た。 が 実質 たから 12 沖 の つ I 縄 的 いっ R で て が

明ら

設

たし

省 非

は

ァ

四 縪 の Í Ŕ B M 配備をめぐる軋

な軋 ハ 五. ワ 八 轢 年 1. が生じる。 12 政権内部 は 沖縄 に Ø また沖縄とア I Ř В M 配 備 ゙メリ をめぐっ カ の 間 て、 に ァ イ 大 き セ゛

日

U P 東 沖縄へのI して申し入れてい 日 Ŧi. 配 に日本で、 八年五月までに国 記 備 事 する可 が Ř B 報 道 M され 能 ク 配備を含めた。 た国務省との オ 性 たからだった。 が 1 |務省 あると語っ ル 党書 ズ国防次官 は 間 前 沖縄 た 年二月に国 おそらくそ の 事 五月 が の 将 前 とワ 戦 来Ⅰ 協議事 略 В シ 的 Ř B 防 付 ン ħ 重 総 要性 は 項 ŀ の 統 M 省 の か中に、 合参 発 を極 四 に . 対 月 は 0

Ġ

本

から国

防

長官宛

の

致 備

情報 に対する敏感さを認識していた国 沖縄 けて次のように述べているからである。 えさせようとする意図からでたものだっ 駐日アメリカ大使に助言を求める機会を確保する なされた。」これ に対 琉球列島 公式の情 本政府にこの問題 日本政府と協議することは望ましく ノメリ か と記してい についても、 を事前に提供することが望まし 配備を日本政府に事前に連絡し、 での米軍 にするようない Ę カによる 報 [沖縄] ì٦ だと断りながらも、 一の行動 っる。 か 沖 に対し統合参謀本部は、 なる I 事 にお 縄 ے についての 前 の かなる活動 の 自由を重 に国務省に知らせるよう の I Ř B M 国務省の要請 けるどのような軍 Ř 売視し(21) た。 В の アメリ 沖 最 |務省 M 例 縺 配 しっ 近 りえば 備 日 は 力 が か な の た。 どう 本での反響に備 の 「この の 発射基 務 意図 配備、 沖 事 意 日 同 縄 本 覚書 活 か 図 同 と明言し、 要請 覚書 'n を に関 について 動)核兵器 要請 公然と 地 あ の ために の つ Í する の る 中 は が 続 R L て で

В

M

ĺ 統 や持ち込みが近い将来は不可能 !合参謀本部と国! T しっ た。 前 出覚書 [務省 の の認識 中で統合参謀本 は である、 日 本 部 の核兵器 という点 は 「アメ 0 で 配

玉

省

が

国

防

L

かし

統合

謀

本部

は

I

縄 の

統

がめて

い

た点から

り明らか

だろう。

縄

沖

てい とは 考えら 核兵器の持ち込みが よる核兵器とくに攻撃的なそれ 前 軍 の た3 な Ŧī. いだろう」 七年六月十七日付 状況」が、 れ ないし と記していた。 近 と述べていたように、 近い い 将 将来は 同省 来 K 苝 不可能 の お 東アジ 他方国務省は、 日本 いく て である、 日 ア課作 本 Þ の貯蔵を許 は 人 成 ŋ が と判 É の 岸 本 訪 米 日日 すこ 断 軍 米 の ic 本 直

カ

が

近

いっ

将

来日

本に核兵器を持ち込むことが

可

能

だとは

来に Ø っ n あっ とは ち込 出 有力 軍 た 事 備 な 事 て か Ħ 瑘 が み 沖 的 な 的 の 本 は 6 解 が 縪 な 日 配備先となるの で ずる 価 葪 本 ならない П 0 値 核 あ 点が に政 本の政治状況に影響を及ぼす 戦 **な**が、 る 兵器 を強調したのだった。(2) I 略 Ř 給的 それを上回る、 的 لح B M を持ち込むことが と考える。 統 重 述べ 合参 要性」 に悪影響を与えるも 基 で 地とし て 謀本部はそれ ぁ は、 だか b 沖縄 なぜなら ての と主張し ī たとえ沖 らこそ沖 0 Ř 沖 可 I 能で В R 縺 7 が決定的 В たの Μ の メ か のであっ 縄 縄 M 重 あるとは思 ŋ の B が 要性 基 沖 力 L だ の 地 な要因 が n 縄 Ř B Ι とし 近 は な ^ た。 て Ř 高 の しゝ い ø В Μ ŧ ゎ 将 持 前 で ح M の

納

ソ

の

告を求 懸念していたことは、 てい t 統 冲 たのか、 縄 たの 謀 に対 本部 の 必 I Ř B ずしも明らか が ?沖縄 て、 M それについ 配 玉 備 の 務 省 が I 日 で R が 本に与え は そ В て国 な れをどのように M 配 防 備 総省 る政 を軍 か 治 し少 に 事 事 的 的 影 前 な 評 に 響 Š 価 重 0) 通 を 視

Ŕ

予感さ めぐる見解 で I Û 縄 合参謀本部と国 せ い Ř B るも の ては日本) I M の ō ソー 相 R だっ В 違 M が が た。 で引き. 秘密裏に公開された。 表 務 配 省 備 面 が 化 の 起こすか 間 い したちょ で沖縄 かゝ に大きな政治的 を うどこ の 7 Ι そ × 0) R ŋ n 畤 В は、 カ政府 反響 期 M に 配 を沖 実際 備 沖 を

報じた。 m飛行場: か の 物 軍 1 Æ. は I の 事 の 月二十六 R 不 そ 代 展 朔 展示され В で開 れ 表 示 で M で たちに対 用 ぁ かれ 日 の は 見 なく 展 本 の たミサ 示 た東 郭 が 展 が 覇発 ず 沖 á 南 示 縄 事 Ź 兵器 アジ に持 A P 用 前 の ル に国 見本 は ち込ま の ア条約機構 H 展 共同 務省に通告されてい で 米空軍の説明によれば 示会で公開され あ れ の 記 二十 事 S E は (ちなみに、 四 A T O H た に R 嘉 В 丰 M

ح

本

ミング総領事 在日米大使 いよう要求」したアメリカ大統領などに宛てた決議を全 るとともに、 たと不満を表明し、 0 願書をアメ 十月に、 会一致で採択した、 あ 器 ゥ 真の意図 O . イ れ が っ 展示公開によっ 米国で 必要とされることは、 ン 報道 国防次官補が同会に対して、「新しい大量破壊兵 沖縄への核兵器持ち込みをしないよう求めた請 館 が ij について疑念を抱かせる」 あれ遺憾なことである」がやむを得ない、 沖縄 すから国 は国務省に伝えた。 中略 カ大統領や国防総省などに送り、 で大きな政治的反響を呼んだことを、 同院が て八十万人の沖縄住民 |務長官宛電報は、 と伝えている。 再度沖縄に核兵器が持ち込ま その所在地が琉球 「『ソー』 六月 また沖縄市町村会が の撤去を強く求 結果がもたらされ 沖縄立法院 九日付の那覇の ic 「アメリ [沖縄] 翌月ア が、 これな

> 沖縄住 響を及ぼ 報告が、 の見本展示ではなく、 民 アイ や日 した 1本国民 の セ゛ ンハ か ワー 明ら この反発が 政権 核弾頭付きの か ではな が の対日 さらに強まることは、 政策にどのような影 実戦配 とはい 開し ż な I n R ば

デ

M

カ 7

に

難くなか

ったはずである。

安保改定交渉とⅠ R B M の沖縄 配

め

五

核弾頭、 に関する 渉で争点となったなかに、 備にどのような影響を及ぼしたのだろうか。 改定交渉が本格化する。 の建設を ち 頭了解」 ょうどソ 中 「事前協 事 がまとめられる。 ŀ 長距離核ミサイ が 前 協議 沖縄で展示され 議 の)問題が 安保改定が、 の対象とすることで、 条約区域、 ルの持ち込みやそれらの基 あっ た五 た。 核兵器の持ち込み I 月末頃 Ŕ B 交渉の過程 いから、 安保改定交 M 日 の沖縄配 米 間 で 0

1

基地 ならば、 壊するだけではなく、 したように、 それは、 の使用を禁止する方向 7 日 ッ æ カ 本政府の同意なく 1 が サー て は 大使が 日本政府は 「日本との安全保障関係全体 へと間違いなく進んでいく」、 五八年八月に国 日本に核兵器を持ち込む 日本に あるわ 務省に警告 れわ れ が 崩 Ø

ද්

され₍₂₆ た。

同月十五日には四千人が参加して「原

祖

国

復帰

沖

縄県民大会」

が す

開

れ

「日本政府

は沖 水爆反対

.놽

ょ

いう宣言を採択する。

のような沖縄での反響を伝えた在日米大使館

からの

核兵器基地化に反対

į

仌 か

ての不平等条約を改廃

せ の 回答したことが日本で報道されたことも、

国務省に報告

П

ع

地

で

が H

っ

沖縄 九年初めには日米間に合意が形成される。 入れ とア た五 強 に核兵器を持ち込む自由が、 目標だっ 安定的利 全保障関 (および小笠原諸島) に I たのである。 の 権 5 たとえそうではあっても、 × 九年 る約束 I I の確 反発を招き、 は容易だっ かし、 Ŕ B ij たが 保に、 《係全般、 Ř 初 用 カ こそ、 Mを配 BMを配備できる状況となっ 頭以降は、 この一口 が必要だった。 が 2故に、核兵器持ち込みを事(30) 認識 したがっ ただろう。 大きな影響を及ぼし とくにアメリカ それが安保改定交渉ひ 安保改定でアメリ したからだった。 備することは、 頭了 を条約区域に含めないことで、 新条約に将来拘束されることな て、 解 実際、 新条約 安保改定が完了する前に沖 事前協議制度導入の前提だ が か 日本政府と日 前 の日本に ゎ カ 出 か の 日 క ね 本 骨格ができあ がめざした最大 ħ. 前協議 冲 な いては日米 たといえる。 ic る前 おけ ν̈́ まさに、 お 縄 ける基 Ø と推 る基 戦 本 に の対象に 国 略 冲 沖 的 測 地 Ó 良 が 地 安 縺 使 五 縄 重 す の っ の の

> していた。 33 決定を迫っ 存在するアメリカ軍基地に対する日本の態度に、 防長官に対して五八年一月、「地域住民の敵対 くとも安保改定 用権を失うというそれに伴うリスクを避けるべく、 なく影響を及ぼすだろう」と沖縄の施政権 すでに大きな波紋を沖縄で引き起こしていた。 地の 本国民) 「潜在的 反対は てアイ ァ と公言してい 有 メ 'n 用性を大きく損なう」のであり、 の反感を煽ることにほ I R B M ゼンハワー 日本のアメリ カ た場合には、 主権」をもっていた。 の施政権 が終わるまでは配備の たし、 の沖縄配備は、 は 下にあったとは 沖 最悪の場合には カに対する態度、 軍 縄 部 での I R B が I ダレ かゝ ならな Ř まさに沖縄住民 実施 ースは いえ、 В 日 M M ウィ 本で かっ に関 とくに日 「沖縄 を承認し の)沖縄配 H 展 性 連し 宗 た。 の ル 本 基 間 は 地 は ソ した 少な 迊 こで記 本 そこ 域 は 軍 玉 使 の か 事

6 基

Ō

は

る

KC

決定さ とも 可 あれ、 能 n な 性 ij は ń 消滅してしまうことになる。 Ŧ. ば 九年 Ī R 月 けまで В M に 配 沖縄 備計 画 の の 縮 I Ř 小 のため В M 配 備 が

要性」

は

沖縄

へのIRB

M

が日

政治的

7.悪影響

ただろう。

を与える可

性を示唆し

て

い

た。 配備

日

本

で 本

は Ë

岸

が

沖

縄

そ

の

核兵器

配

備 能

の

申

し入れが

あった場合にはそれを拒

(94)

六 R В M 配備 計 画 Ø 縮 小

冲 未 配 備 の 確

間 か となっ てい 9 が سار Ŧi. たこと、 か 车 7 か たこと、 -秋以 る上に脆弱性 ŀ 少なくとも一 ラ Ź 降 お よび が、 í 玉 とジ 五九年 防 中 総省 が 高 2 隊 七月 ें Ľ° あ ü ター I C 約 I Ŕ だがその理由だった。 (31) 兵器としての信頼性 までに配備される見 B は B 液 M M 体燃料 配備計 (大陸 この注 蕳 画 を縮 弾 둧 道 た時 通し 小し が ₹ 低 ゖ

事的

な

理

由

3

同

国

の

配

備

をし

な

方針 一最高司

で発表

つする。

で

は

な

か

2

た

たが、

玉

|内政治上の問

題

などから正

大 れ

の かゝ

申し入れを受けたギリ

シ _ኒ ›

は

受け入

に

Ŧī.

九

年 Ť

月に

フー 西 ド

ス

タ

ッ

ド欧

州連合軍

令官

は

軍

た

明し

ł

ツは二中

うま を八 ۲ ル Ŧī. ζ 中 = 隊 のに縮 沖 縄 小 アラス そ 0 配 カ 備 先と中 N ッ -隊数を I A T O 地 「イ 域 ギ (交渉が ij ス 四

年十 月末に統合参謀本部は、 財 政 的 制 Ř B M の配 備 計 画 反対 れ合意 受け入れ表明 同月に配備

提言した。 提案を伝えてい い ,けば) マッ ケル る。 とするようマ П 国 1 防総省は十二 は 大統領 にこ ケル 月 あ の 国 統合参謀 イ [家安全保障 国 防 長 本部 官に

イ

タリ

アニ、

ŀ

ル

コ

となり、

残りの

ソ 先

ì

中

は ij

ギ ス 備

ij

シ

ヤ

あるい

は沖

縄

か

7

ラス

カ

に

配備さ

れ

る見

通 隊 ギ

しと

予定された八中隊のうち七中隊

の

配

備

が

イ

四

隊の受け入れを発表

に正

式調印

には

ŀ

ル

コ

が

ジ

タ

1

中

みす(36)四月:

こうし

て四

月

ŧ

で

に、 ピ

配

が

をできずにいた。

三

月

にイ

タリ

ァ

が受け入

交渉は停滞し ほぼ 確 中 いた。 定す 隊 のうち てい 五. の たが、 八年 t 中隊 末 イ ŧ の配 らでに、 タリア 隊 備 先 の受け入れを表明 んは二中 フ が、 ラ シ **T**i. 九年四 隊受け入 ス ځ ぁ 間 月 ħ ま 0 を で 配 が 表 に

た。 夏以降空軍 は 財 政的 な制 約 に 直 面 す る。 Ŧi. 月 末 15 7

Ĺ 百万ド ル 0) 口 イ ソ 国 ル ì 防 の追加支出 が 必要 長 官 へなら に対 ば が必要であると告げ、 してダグ 部 品 生 クラス 産 ラ 空軍 イ ン の 長 維 官 持 は ソ 1 の た 五. 0) 追 中

M

備

縮小

を提案した。

アイゼ

ン

ハ

ワ

i Л

は

これ

を承

に

笳 配

生

産

でする、

しっ , う条件

を の

つけ であ

て

中

隊

の

Ī

R

B

隊以

りしかも予算の

メ A T

ĺ۴,

が 0

たつ

いれば、

最大

八で二中

隊を

ケ

か

ら数

カ

7月以

(内に配

備

の

葽

請

が

あ

会議で、

十中隊の もしN

酡

備

を主張していた国

|務省との妥協案

ソ

1

の

画

止

で

きないほどわ

れわ

れ

は ジ

ŀ

ル

コ

と深

く

か

か

ゎ

っ 備

て

い

の I R B M 中 するよう提言した。

隊

三つ

É

っ

_

۲°

タ

1

中

隊

の

配 七

を

中 B 止

これ

に対 タ

してダ

グラスは、

0

盟 加 2 Ĭ R た。 た。 国 が こうして、 必 のソー 要か 八月にア BMへの支出は、 かし、 どうかを問 一九六〇会計年度 の 1 さらなる I R B M 計 配備は五中隊で十分である、 セ シハ い合わせ 八中隊分だけとなることが確定 ワー は、 た。 (六〇年六月末終了) Ř 画 7 B M 0 ッ 縮小 ケ ル 防衛装備 が必要とな と回答 口 イ は 合する。 37 る。 中 調 同

空軍 る。 Ĺ 参 ф В 談 M は В 長 に移 Þ M が 計 核ミサイ ダ 画 グ を新たに最優先扱いにすることを承 たのだっ ラス空軍長官に提出した一九六一会計 ル 強化の中心は、 た。 これを受けて、 I C B M 九月九 と海 日 軍 認 ic ற் す

将官

れ

ている三つ

目

のジ

고

۲°

1

中

隊の

)調達をどちらも中

計画 案も

達計

画

の

最優先のリ

ス

١

から除外する一

方

₹

=

ッ

ŀ

7

I

を

を意味した。

とを最 と削 年度予算見積は、 |最高司 定定す 九月になると、 減し á 終的に通告した。 令官に対 T + 四 日 N ギ L A T ij ギ シ 配備計 Ō IJ ャ 政府 シ 地 ャ 域 が は で 配 「を五中 の 1 Ι 備を受け入れ 1 ス R タ 隊 В ッ M から四中 ۴ の 欧 配 な 州 備 連 隊へ い 先 ح 合 が

۲° ì ŀ 四 タ ル 中 ì 7 隊 中 7 隊 ギリス)、 計七中隊の ジ 配備先が確定した。 2 ۲° タ 1 三中 隊 7 したが タ ij 7

四

そ

の

H

ケ

ル

口

1

きて今や行き先の 新たに決まらなけ という空軍 て、 ソ 1 の の 案は、 配 備 なくなっ れ 計 ば N 画 A を五中 ギ た五中 Õ ij シ 諸 隊 国 ャ か 隊 낈 B 外に 目 の 72 配 中 0 隊 ソ 備 ソ 1 が 1 と削 想 0 0 調 定 配 Š 達 備 減 する 中 れ 先 止 て

空軍 たちは、 について あった。 ・の中に 五. の + は 月十 つ目 ブ ij ŀ Ì 四 ル の ソ フ H コ 1 1 ダ $^{\sim}$ グ 中 ン の 隊とト グを受けた。 ラス空軍 ジ 2 ۲° ル タ 長官 コ 1 に 配 配 そ 備 備 の を 席 屰 が予定さ Ι で空軍 Ř 止 В す á M

る」というディ 中 の 隊 ジ 削減することとした。 Ľ g 配 口 備 ン国務次官のことばを引い を続行し、 ソ 1 の 配備を五 て、 中 隊 ŀ か コ

ただちに停止し、 儲備計 画 翌 を 継続す 三つ る決定を下 目 のジ は ュ 五 ۲° つ +タ 目 九 1 の H 中 ソ K 隊 ァ 中 0) 1 ŀ 隊 也 ル Ø 調 ンバ コ 達 ヮ の を

配

1

の

承認を得た。

こうして、

配備されるIRB

Μ

の

総数

R B

M

配

備

の

目

的

がス

エズ戦争や

ż

ブ

ĺ

ŀ

=

ク ・

シ

3

ッ

ではないだろうか。

その

問

い

に対する答えは、

次のようになるだろう。

I

が Ř 七中隊となることが、 В M の 冲 縄 アラ ス 最終的に確定した。 カ の配備の の可能性 それ 一の終わ はまた、 りで

(96)

Þ

あっ

ぉ ゎ ŋ

きた。 有力 ات آ 7 の 沖縄 × ij な候補地 R B M 五 カ の が)配備 そうし を配備したことを示す証拠はな 年 ŀΞ か 派を日本に申 3 あげられていたが、 なか £. 九 年に ったのはなぜ し入れたことや、 か け ぞ 沖 なの アメ 縄 が か IJ I Ŕ カ 実際に沖縄 がI B を考察して 本稿 M R B M 配備 は の

盟国 R B В には ic M よっ M の の ともあれ、 配備先とし て揺 軍 事 した らい 的 重 が 葽 政治的に て重視されたの だ同盟関 仕は、 て は重視さ そ 係 I C B Ø ゎ 強 他 化 は M 0 ñ ic ゃ 地 何よりもN 域 な あ ポ ラ か ý の たの っ 記備 S S た A T で また I は軍事 L o 同 Б I M R

め

R

В

Mを十二中隊

一八〇基配備するという計

画

ί±

あ

核部

隊

の

É

伦

が実現すると低下せざるをえなか

っ

た。

そのた

試

縮小され、 能 性 は消滅 その過程で、 てい た NATO同盟国以外へ の配

可

備を可 影響を及ぼしただろう。 における米軍基地 義を指摘できる。 うアイ た時期と重なっており、 の 時 説明を補完する要因として、 能性にとどめたひとつの理 の核兵器持ち込みの 期 嫌悪感とそれに対するアメリ ゼンハワー は ちょうど安保改定 政権 の将来の安定的利用に対して、 ァ X 'n の現実主義が、 ´カがI-そのようなリ 事 沖縄 Ř B 前 の交渉が 亩 協議 の I カ側 だ M 日本の核兵器に対 ス の っ 日米間 配 た R B M クを避けると の問題 R の冷徹 B M 備先を探 ع 配 で行 な現実主 の沖縄配 える 大きな 備 いした Ħ は ゎ す 本 n

この

る強

てい

日

本

通知 R B M 基地 沖縄 み この点でカギを握 た の の の I 申 確 こうした国務省の介入を促したのは、 配 備 玉 保の見通し し入れをおこなったことは、 1防総省 R B M をめぐる軍部 に沖 配 備が に与える影響を考慮 0 たの 縄 日米関係 の 行動 の は I Ŕ 玉 に В |務省だ や将来の 定の枠をはめるよう M そのひとつ 配備 日 た。 に 0 冲 本 縄 に 同 て事前 の お 省 列例で ける の は I

備

本への配備を伝えた報道に対して日本が強い拒否感を示さった。

「RBMは沖縄に配備されなかったが、核弾頭搭載可 「というな関係があるのか。これらの問題の解明を、 な、どのような関係があるのか。これらの問題の検討は、 は、どのような関係があるのか。これらの問題の検討は、 される。この違いはどこから生まれたのか。ま は、どのような関係があるのか。これらの問題の検討は、 を論で展開した議論の妥当性を評価する上で、ひとつの 本論で展開した議論の妥当性を評価する上で、ひとつの 本論で展開した議論の妥当性を評価する上で、ひとつの 本論で展開した議論の妥当性を評価する上で、ひとつの を対した。ま

- (-) Philip Nash, Other Missiles of October (Chapel Hill: 1997), p. 68.
- (\infty) JCS 2277/57, "Deployment of IRBM Squadron to Alaska (U)" (Jan. 12, 1959), CCS 4720 Intermediate Range (16 Jan. 1959) Folder, Box 62, Central Decimal

- File [以下CDFと略記する], 1959, Records of the U.S. Joint Chiefs of Staff [JCSと略記する], RG 218, National Archives at College Park [Archives IIと略記する], p. 323.
- (∞) Michael H. Armacost, *The Politics of Weapons Innovation* (New York: 1969), pp. 212–213, 217.
- (4) Nash, op. cit., p. 186 n23.
- (空) "Memorandum for the Secretary of the Air Force," 1956 Top Secret Material (1) Folder, Box 92, Office Files, 1950-1960, Air Force Council Chief of Staff, the Papers of Nathan F. Twining, Library of Congress, Washington [Twining Papers →路記卡內]"
 (空) "Deployment of IRBMs to United Kingdom,"
- March 6, 1957, III. 3. B Missiles——1956-57 Folder, Box 6, Subject Files of the Special Assistant for Atomic Energy and Aerospace, 1950-1966, Deputy Assistant Secretary for Politico-Military Affairs, General Records of
- the Department of State, RG 59, Archives II. (7) Foreign Relations of the United States [FR と略記する]: 1955-1957, IV, pp. 214-217, 255; Nash, op. cit., pp. 6-33
- (∞) FR: 1955-1957, XIX, pp. 454-455; Jacob Neufeld, Ballistic Missiles in the United States Air Force, 1945-1960 (Washington: 1990), pp. 160-165; "Development of Long-Range Guided Missiles, 1945-1959," [undated],

#1 Miscellaneous (File #2) (5) Folder, Box 1, Executive Secretary's Subject File Series, White House Office, NSC Staff Papers, 1948-61, Dwight D. Eisenhower Library, Abilene, Kansas [DDEL 心路記令], p. 20.

- (\$\sigma\$) "Report of Meeting Held in State Department, Friday, November 29, from 3:30 to 5: 15 PM," Dec. 2, 1957, NATO Folder, Box 11, Special Assistant Series, Subject Subseries, White House Office, Special Assistant for National Security Affairs, DDEL, p. 1.
- (\cong) Robert S. Norris, et. al., Nuclear Weapons Databook, Vol. V: British, French and Chinese Nuclear Weapons (Boulder: 1994), pp. 94-95; Jan Mellissen, "The Thor Saga: Anglo-American Nuclear Relations, US IRBM Development and Deployment in Britain, 1955–1959," Journal of Strategic Studies, Vol. 15, No. 2 (June 1992), p. 172; Nash, op. ci., pp. 41-42.
- (I) Nash, op. cit., pp. 42-45; FR: 1955-1957, XXVII, pp. 209-211.
 (II) FR:1958-1960, III, pp. 70-78; "Development of Long-Range Guided Missiles, 1945-1959," p. 20; Position Paper Attached to the Letter, White to Power, Feb. 4, 1958, 1958 Top Secret General File © Folder, Box 19, the Papers of Thomas D. White, Library of Congress,

Washington [White Papers と略記する]; Memoran-

dum, JCS to Secretary of Defense, March 28, 1958, Memoranda——13-31 March 1958 Folder, Box 105, Chairman, JCS, Twining Papers.

- (2) FR: 1958-1960, III, p. 46.
- (\(\frac{4}{2}\)) Ibid., p. 103
- (5) Telegram, CINFE to DEPTAR WASH DC FOR CINE, Jan. 17, 1957, CCS 092 Japan (12-12-50) Sec. 22 Folder, Box 11, CDF, 1957, Records of the U. S. JCS, RG 218, Archives II; FR: 1955-1957, XXIII, Part 1, p. 263. 石井修、小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成Ⅳ 日本外交防衛問題一九五七年』第五巻、柏書房、一九九八年、四四、四七、八三頁。
- (16) 『同書』四二―四三頁。
- (17) 『同書』四五頁。
- (≅) FR:1955-1957, XXIII, Part 1, pp. 269-270
- (19) 石井、小野『前掲書』第六巻、二一〇頁。
- 『毎日新聞』一九五八年四月八日夕刊。

20

- 《『国際政治』一.一五号》、一九九七年五月、四七頁。沖縄」日本国際政治学会編『日米安保体制ー持続と変容』(21) FR:1958-1960, XVIII, p. 30. 我部政明「地位協定と
- ($^{\circ}_{\circ}$) FR: 1958-1960: XVIII, p. 30
- FR: 1955-1957, XXIII, Part 1, p. 354

- (전) FR: 1958-1960: XVIII, p. 30.
- | 宮里政玄「アメリカの対沖縄政策の形成と展開」宮里編(25)||『毎日新聞』||九五八年五月二七日、十一月||〇日。

縄』三一書房、一九九六年、一三四頁 会、一九七五年、 『戦後沖縄の政治と法―一九四五―七二年』東京大学出版 四七頁。我部政明『日米関係の中の沖

- (27) 『同紙』一九五八年十一月十七日。 RG 59, Archives II.『毎日新聞』一九五八年十一月一〇日。 & Nov. 25, 1958, 794C. 33/9-958 Folder, Box 3984, 1955-1959 CDF, General Records of the Department of State, Telegrams, Deming to Secretary of State, June 9
- 書』二〇、二二頁。 放送出版協会、一九九一年、一一六—一二五、一八〇--一 区域と事前協議をめぐって」日本国際政治学会編『前掲 八一頁。坂元一哉「安保改定における相互性の模索―条約 原彬久『日米関係の構図―安保改定を検証する』日本
- (\mathref{R}) FR: 1958-1960: XVIII, p. 47.
- 30 原『前掲書』八九、一九四—一九五頁。
- 31 一八頁。FR:1958-1960:XVIII, p. 97 『同書』一四九—一五九頁。坂元「前掲論文」一七—
- 32 坂元「前掲論文」二〇頁。
- 33 FR: 1955-1957, XXIII, Part 1, p. 245
- 34 Sputnik Challenge (New York: 1993), p. 193 FR: 1958-1960, III, p. 133; Robert A. Divine,
- JCS 2277/57 [註(2)参照]; "Memorandum of Con-

- FR: 1958-1960, III, pp. 153-168 DDE Diary Series, Ann Whitman File, DDEL, p. 5 Dec. 9, 1958), Staff Notes---Nov. 1958 Folder, Box 37 versation with the President," Nov. 28, 1958 (Dated
- (希) Nash, *op. cit.*, pp. 45-53, 59-62, 66
- Box 62, CDF, 1959, Records of the JCS, RG 218, Ar-18, 1959, 4720 Intermediate Range (June 1959) Folder, Thor Squadron Ground Support Equipment (S)" June JCS 2277/63, "Production Re-Order Date for Sixth

chives II, Enclosure, p. 350 & Appendix, p. 351

- 39 (%) FR: 1958-1960, III, pp. 319-323; Memorandum, Box 29, White Papers las], Sep. 9, 1959, Secretary of Air Force 1959 Folder White and LeMay to Secretary of the Air Force [Doug
- Nash, op. cit., pp. 65-66
- (\(\frac{1}{4}\)) Ibid.; Nash, op. cit., pp. 67-68 (令) "Briefing on IRBM Program for Mr. Douglas," Oct Box 22, White Papers 16, 1959, AFCCS Reading Files October 1959 Folder
- 我部『前掲書』一三九—一五九頁。

(大阪外国語大学助教授)